

宮城県国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱（令和6年9月27日改定。以下「要綱」という。）第8の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 企業の要件

要綱第4の1（6）に規定する要件は、以下のとおりとする。

- (1) 県税に未納がない企業であること。ただし、宮城県内に事業所がない場合は、その所在地の都道府県税に未納がないこと。
- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67条）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する企業でないこと。

第3 申請手続等

要綱第5の1④に規定する書類について以下のとおりとする。

- (1) 直近の納税証明書（写し可）※
※県税に未納がないことの証明書（宮城県内に事業所がない場合は、その所在地の都道府県税に未納がないことの証明書）
- (2) 同意書（様式第1号）
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 企業の概要が分かる資料
- (5) その他、宮城県が必要と認める書類

第4 企業の経営の安定性等の確認

要綱第6に規定する企業の経営の安定性等の確認に関しては以下のとおりとする。

- (1) 要綱第6の1（1）に規定する経営状態の確認にあたっては、専門的知見を有する中小企業診断士へ提出書類を回付し、確認を行うことを基本とする。
- (2) 要綱第6の2（1）に規定する事業の進捗状況の確認及び経営安定化に向けた助言の実施においては、財務諸表による経営分析のほか、必要に応じて中小企業診断士による診断等を行った上で面談を行うこととする。
- (3) (2)に掲げる面談の際に、外国人エンジニアの採用状況や就労状況について確認し、必要に応じて指導等を行うこととする。

第5 外国人エンジニアに対する帰国担保支援等

要綱第6の2に規定する関係自治体による外国人エンジニアに対する帰国担保支援等について、同項に規定するもののほか、外国人エンジニアが本人の責めに帰すべき事由によらず解雇された場合は、企業に対し帰国情費の負担を求めるとともに、必要に応じて当該外国人エンジニアに対し転職支援窓口の紹介等を行い、不法滞在の防止に努めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年1月19日から施行する。

同意書

年　　月　　日

宮城県知事 殿

申請企業 住所（又は所在地）

法人名

代表者名

連絡先 担当者名

電話番号

本事業の適正な実施のため、県が国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6の1（1）の規定に基づき企業の経営の安定性について確認するために行う中小企業診断士への情報提供、並びに要綱第6の1（3）の規定に基づき行う仙台出入国在留管理局への情報提供に同意します。

同意書

年　月　日

宮城県知事 殿

派遣先企業 住所（又は所在地）

法人名

代表者名

連絡先 担当者名

電話番号

労働者派遣先事業所 住所（又は所在地）

法人名

代表者名

連絡先 担当者名

電話番号

本事業の適正な実施のため、県が国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6の1（1）の規定に基づき企業の経営の安定性について確認するために行う中小企業診断士への情報提供、並びに要綱第6の1（3）の規定に基づき行う仙台出入国在留管理局への情報提供に同意します。

誓約書

年　月　日

宮城県知事 殿

申請企業 住所（又は所在地）
法人名
代表者名
連絡先 担当者名
電話番号

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定申請又は企業認定更新申請に当たり、宮城県暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67条）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない企業であることを誓約します。

誓約書

年　月　日

宮城県知事 殿

派遣先企業 住所（又は所在地）

法人名

代表者名

連絡先 担当者名

電話番号

労働者派遣先事業所 住所（又は所在地）

法人名

代表者名

連絡先 担当者名

電話番号

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定申請又は企業認定更新申請に当たり、宮城県暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67条）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない企業であることを誓約します。